社会福祉法人長生会 役員等報酬規程

 （目的）

1. この規程は、社会福祉法人 長生会（以下「当法人」という）定款第八条および 第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする） の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

1. 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り役員報酬等を支給する。
2. 常勤役員等（常勤役員等とは、当法人の事業所等に常時勤務することを命

ぜられ、事業所等職員として職員給与を支給されている者で、兼ねて、社会福

祉法人長生会の理事に委嘱された者）については、職員給与に加えて役員報酬

及び役員退職手当を支給する。

（２-1）非常勤役員等については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、

役員退職手当は支給しない。

２ 常勤役員等に対する役員退職手当は、役員等として円満に任期を満了、また

は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者に

ついては、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

1. 常勤役員等に対する役員報酬等の額は、次の各号による役員報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）役員報酬については、別表第１に定める額

（２）役員退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額

（３）通勤手当については、職員給与規程第7条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

1. 非常勤役員等に対する役員報酬等の額は、次の各号による役員報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）役員報酬については、別表第3に定める額

（２）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交

通費、日当、宿泊料）を支給する。

（報酬等の支給方法）

1. 常勤役員等に対する役員報酬等の支給時期は、次の各号による役員報酬等の区分に応じて定める時期とする。
2. 役員報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる

ときは、職員給与規程第二一条に準じた日とする。

1. 役員退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職（又は退

職が確定した日）した後1か月以内に支給する。

２ 非常勤役員等に対する役員報酬は、当該会議に出席した都度或いは法人業務に

かかる出勤をした都度、支給する。

３ 役員報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出

があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

1. 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から役員報酬を支給する。

２ 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの役員報酬を支給する。

３ 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の役員報酬額については、その

月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り

によって計算する。

４ 本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、そ

の月までの役員報酬を支給する。

（端数の処理）

1. この規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）50 銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

（公表）

1. 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１０条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定め

ることとする。

 附則 この規程のうち非常勤役員に関する規程は、平成29年6月22日より施行する。

この規程のうち常勤役員に関する規程は、平成29年7月1日より施行する

別表１（常勤役員等の役員報酬）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| 理事長 | 月額 800,000円 |
| 理事 | 月額 600,000円 |

別表2（常勤役員等の役員退職金算定式）

|  |
| --- |
| 最終報酬月額×在任年数×係数※ |

※係数は理事長3.0、理事2.0とする。上記在任年数は 1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は 1か月に切り上げる。

 別表3（非常勤役員等の報酬）

1. 評議員

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日額（源泉徴収後） |
| 評議員会への出席 | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務等のための出勤 | 20,000円 |

※日額は半日（4時間以内）の勤務を想定しており、4時間を超える場合は一律源泉徴収後４０，０００円を支払いする。

1. 理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日額（源泉徴収後） |
| 理事会等会議への出席 | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務等のための出勤 | 20,000円 |

※日額は半日（4時間以内）の勤務を想定しており、4時間を超える場合は一律源泉徴収後４０，０００円を支払いする。

1. 監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日額（源泉徴収後） |
| 監事監査等への出席 | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務等のための出勤 | 20,000円 |

※日額は半日（4時間以内）の勤務を想定しており、4時間を超える場合は一律源泉徴収後４０，０００円を支払いする。